

不在者投票制度

滞在先・転出先などでの不在者投票

市外の滞在先や転出先などでの不在者投票を希望する方は、三鷹市選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、送付された投票用紙などを滞在先・転出先の選挙管理委員会へお持ちください。

④直接または郵送で「〒181-8555三鷹市選挙管理委員会」(第三庁舎)へ
 ※投票用紙などの請求書用紙は市ホームページから入手できます。

病院などでの不在者投票

不在者投票指定施設の病院などに入院・入所している方で、投票日に指定された投票所に行くことが困難な方は、施設内で不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票

市の選挙人名簿に登録されており、身体に重度の障がいがある方や戦傷病者手帳をお持ちの方など、定められた要件に該当する方は、事前の申請により同制度を利用できます。くわしくは選挙管理委員会事務局☎内線3035へお問い合わせください。

このような投票は無効になります

- 複数の候補者名を書いた投票
- 候補者名とともに、そのほかのことを書いた投票
- 候補者名を自書しない投票(ゴム印などを用いて記載した投票)
- どの候補者に投票したか確認できない投票

選挙公報をお届けします

候補者の政見などを掲載した選挙公報を、6月27日(火)~29日(木)に各家庭へお届けする予定です。市政窓口やコミュニティセンターにも設置します。

代理投票・点字投票

心身の状態などにより自ら投票用紙に書くことができない方は「代理投票」が、目が不自由な方は「点字投票」が利用できますので、投票所の係員へお申し出ください。

車いすなどを貸し出します

投票所には、車いすや老眼鏡、コミュニケーション支援ボードを用意しています。必要な方は、投票所の係員へお申し出ください。



投・開票速報はインターネットで!

投票日当日は、市ホームページで投票速報をお知らせします。

利用時間 7月2日(日) 午前9時から HP <http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>
 ※開票速報は、東京都選挙管理委員会のホームページ HP <http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>をご覧ください。

選挙に伴い、施設の
 利用ができません 東多世代交流センター 7月1日(土)・2日(日)は臨時休館します。
 同センター☎44-2150

地籍調査 官民境界等先行調査にご協力ください

☎ 道路交通課☎内線2859

地籍調査とは、国土調査法に基づき全国で行われている調査で、土地の境界や面積などを測量するものです。市では同調査の一環として「官民境界等先行調査」を実施します。調査の際には、土地所有者に立ち会いをお願いしたり、お声掛けのうえ敷地内に立ち入らせていただく場合があります。対象となる土地所有者のみなさんには事前にチラシを配布しますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。調査員は、市章入りの腕章を身に付け、市が発行する身分証明書を携帯しています。

平成29年度対象地域

上連雀一丁目・上連雀三丁目・上連雀四丁目の一部・下連雀三丁目の一部



官民境界等先行調査

都市部では、筆(土地取引の単位)ごとの地籍を調査する一筆地調査に時間を要することから、効率的に調査を進めるために、まず官民境界(街区単位で市が管理する道路などの境界)を先行して測量調査します。調査の成果は、その後の一筆地測量の基礎資料となるとともに、道路管理などに活用されます。

災害時に支援が必要な方の 名簿づくりにご協力ください

☎ 地域福祉課☎内線2663

市では、災害時の円滑な避難支援のため、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の要件に該当する方の名簿を作成しています。要件の①~⑤に該当する方は、市の住民情報に基づき自動的に名簿に登録しました。要件の⑥⑦に該当する方で、名簿への登録を希望する方は、市までお申し込みください。

市が定める対象者の要件

- ① 75歳以上で一人暮らしの方、または75歳以上のみの世帯の方
- ② 介護保険の要介護1または2で、一人暮らしまたは同居の家族が65歳以上の方
- ③ 介護保険の要介護3~5の方
- ④ 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤ ③④と同居する家族がすべて75歳以上の方
- ⑥ 難病で避難に支援が必要な方
- ⑦ 75歳以上で日中独居など、避難に支援が必要と思われる方

関係機関との名簿情報の共有

名簿に登録された方の情報は、本人の同意が得られた場合、平常時から関係機関(三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市消防団、民生・児童委員、自主防災組織、三鷹市社会福祉協議会、町会・自治会・マンション管理組合)と共有します。また、提供に同意しない場合でも、災害時には生命保護のため関係機関に提供する場合があります。なお、情報の提供に当たっては、市と関係機関が協定を締結し、個人情報に他に漏れることのないよう、適切に管理します。

新たな登録対象者へ情報提供同意書を7月に郵送します

新たに名簿登録の対象者になった方と、昨年度に同意確認をいただけなかった方に、関係機関への情報提供に同意・不同意の確認をするための通知(情報提供同意書)をお送りします。お手元に通知が届いたら、同意・不同意の意向と、必要項目(※)を記入し、期限までに返送してください(右表のとおり)。

※必要項目(名簿に記載する項目)
 氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、対象となる要件、特記事項、緊急時の連絡先(氏名・続柄・住所・電話番号)、地域支援者(氏名・住所・電話番号)

郵送時期(予定)	地域	返送期限
1 7月第1週	牟礼	8月4日(金)
	北野	
	野崎	
2 7月第2週	下連雀	8月14日(月)
3 7月第3週	上連雀	8月18日(金)
	井口	
4 7月第4週	深大寺	8月25日(金)
	井の頭	
	中原 新川	

説明会の開催
 避難支援体制の拡充を図るため、随時、説明会を開催しています。
 町会・自治会・マンション管理組合 ④同課☎内線2663へ

休日・夜間・緊急時の診療はこちらへ

☎ 総合保健センター☎ 46-3254

受診の際は、必ず健康保険証をお持ちください。

- ① 休日診療所(内科・小児科)
 午前10時~11時45分、午後1時~4時30分、午後6時~9時30分
 - ② 小児初期救急平日準夜間診療所(こども救急みたか)
 午後7時30分~10時30分(受付は10時まで)
- ①②はいずれも
 三鷹市医師会館(野崎 1-7-23) ☎ 24-8199
- ③ 休日歯科応急診療所
 三鷹市総合保健センター(新川6-37-1 元気創造プラザ2階)
 ☎46-3234(当日電話連絡のうえ、来所)
 午前10時~午後0時15分、午後1時30分~4時
 - ④ 休日調剤薬局
 三鷹市医薬品管理センター(上連雀7-4-8)
 ☎49-7766
 午前10時~午後4時30分、午後6時~9時30分

①③④の受付は、
 日曜日・祝日・年末年始です。

- ⑤ 医療機関案内(24時間)
 - ◆三鷹消防署 ☎47-0119
 - ◆東京消防庁救急相談センター
 短縮ダイヤル#7119(プッシュ回線のみ)
 ☎042-521-2323(多摩地区)
 ☎03-3212-2323(23区)
 - ◆東京都保健医療情報センター(ひまわり)
 ☎03-5272-0303
 HP <http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>
- ⑥ 市内救急指定病院
 - ◆杏林大学医学部付属病院(新川6-20-2) ☎47-5511
 - ◆野村病院(下連雀8-3-6) ☎47-4848
 - ◆三鷹中央病院(上連雀5-23-10) ☎44-6161

